

食と農林漁業の再生実現会議の開催について

〔平成 22 年 11 月 30 日
食と農林漁業の再生推進本部決定〕

1. 官民の力を結集して、高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を検討・推進するため、食と農林漁業の再生実現会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣
副議長 国家戦略担当大臣、農林水産大臣
構成員 内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、外務大臣、経済産業大臣、内閣総理大臣が指名する者及び有識者
3. 会議の庶務は、農林水産省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. その他、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。